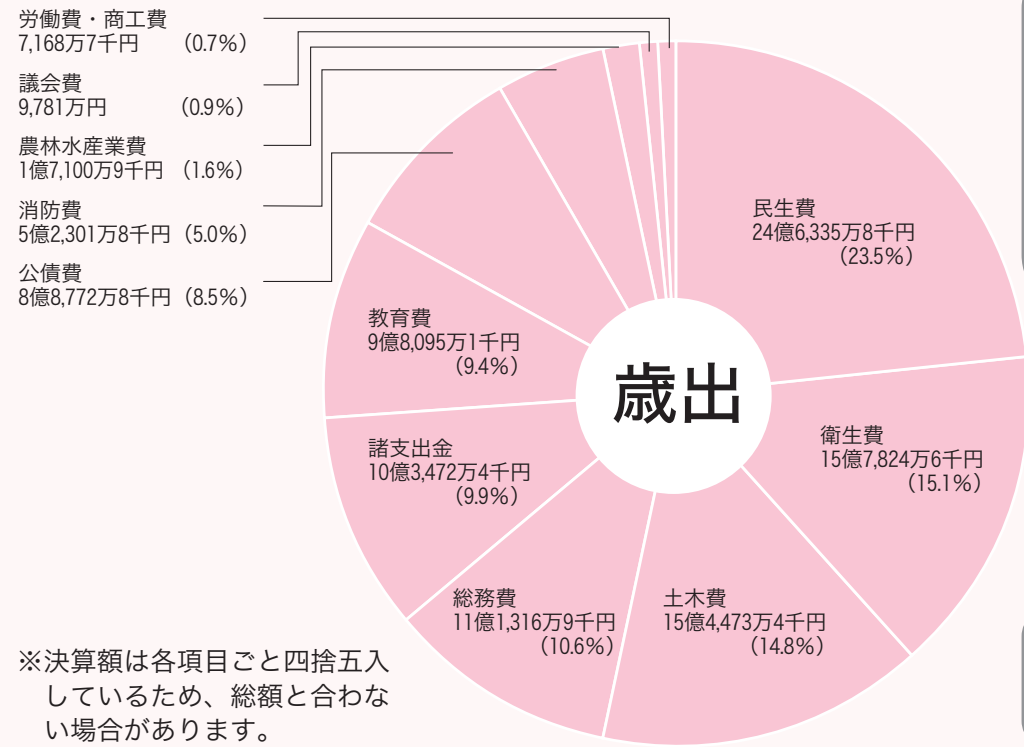


# まちの家計簿

問い合わせ  
企画課財政部門  
☎33-2136

平成26年度の一般会計、特別会計、水道事業会計（企業会計）の決算がまとまり、9月18日に開かれた第3回吉田町議会定例会で原案どおり承認されました。本号では、皆さんに納めていただいた税金などがどのように使われたのかをお知らせします。

## ✓ 一般会計

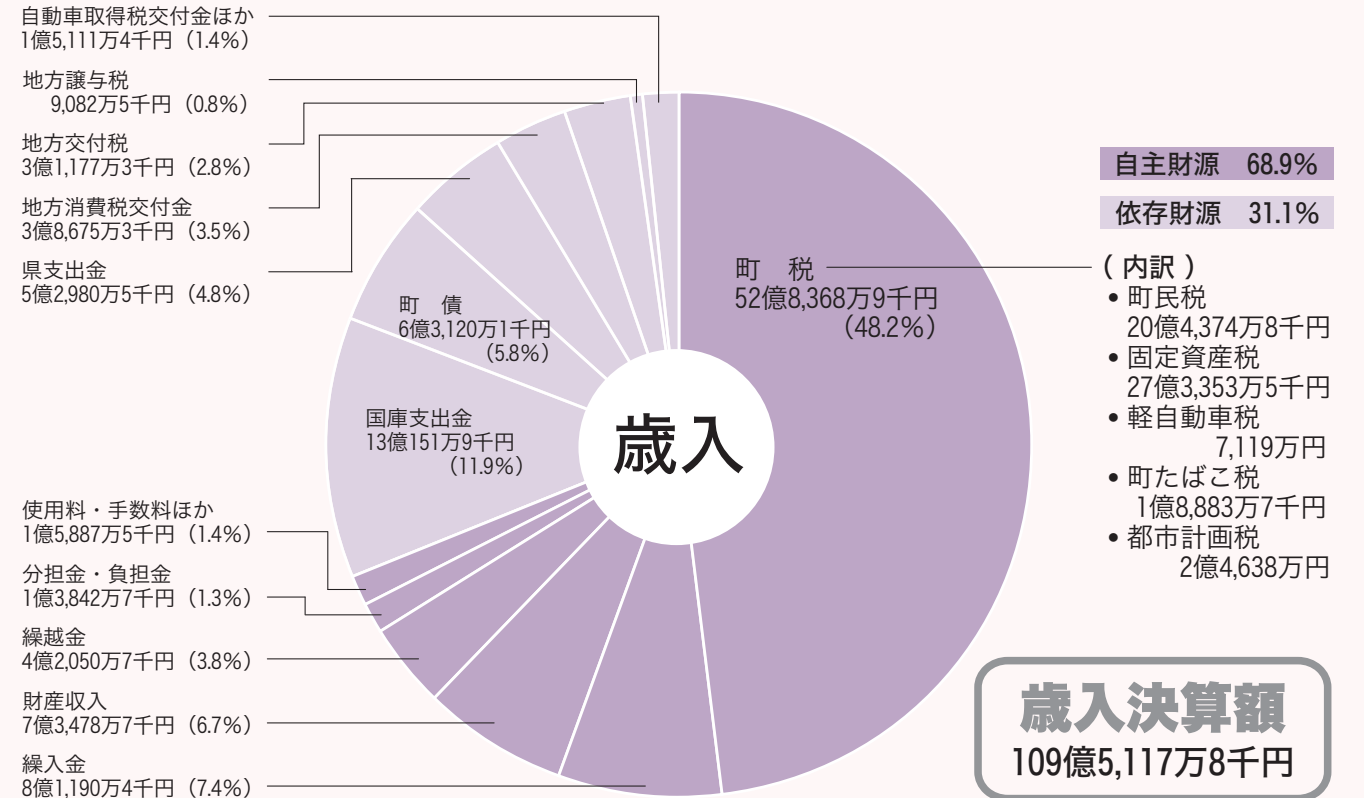


**歳入歳出差引額**  
(平成27年度へ繰り越した額)  
**4億8,474万4千円**

このうち…  
□使い道が決まっている額 7,376万2千円  
□使い道が決まっていない額 4億1,098万2千円

**歳出決算額**  
**104億6,643万3千円**

※決算額は各項目ごと四捨五入しているため、総額と合わない場合があります。



自主財源 68.9%  
依存財源 31.1%

(内訳)  
・町民税 20億4,374万8千円  
・固定資産税 27億3,353万5千円  
・軽自動車税 7,119万円  
・町たばこ税 1億8,883万7千円  
・都市計画税 2億4,638万円

**歳入決算額**  
**109億5,117万8千円**

## ✓ 平成26年度に実施した主な事業



**神戸コミュニティー広場整備**  
1億6,593万円  
▶ 静岡空港との共生関係を育むため、北区地内に町立コミュニティー広場を整備



**高齢者人材活用センター整備**  
9,935万円  
▶ 高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を支援する施設を整備



**ラーニングプラン**  
2,000万円  
▶ 静岡大学と連携し、授業改善指導や独自テスト、放課後の補習、土曜学習など個性や能力に応じた教育を実施

(その他)



**中央公民館改修**  
2億4,807万6千円  
▶ 中央公民館の耐震補強工事およびエレベーターの設置、トイレの洋式化などの大規模改修工事を実施



**避難路整備**  
3億7,221万9千円  
▶ 安全かつ迅速に避難ができるように、狭い道路の拡幅や新規道路を整備 (町道舞台民附線ほか6路線)



**消防団詰所整備**  
9,361万8千円  
▶ 消防団第3分団(片岡)詰所および第4分団(北区)詰所を建設



**地区集会場建築補助**  
1,438万4千円  
▶ コミュニティー活動を促進させるため、住吉区西浜公会堂建て替えへの支援を実施



**子ども発達支援事業**  
1,176万1千円  
▶ 子どもの発達に応じた個別の支援を行うための定期通園や並行通園を実施



**地域交流事業**  
483万円  
▶ 町のPRキャラクター「よし吉」の作成や大規模イベントへ補助、福岡県八女市との交流事業を実施



**ジュニア防災士養成講座**  
12万8千円  
▶ 中学生を対象に防災活動を行うことができる人材を育成するための講座を実施



**津波避難シェルター整備**  
477万5千円  
▶ 地震発生時に漁港内に取り残された人の命を守るため「浮用式津波対策用シェルター」を整備



**地震防災ガイドブック作成**  
111万3千円  
▶ 町民の防災意識を高めるため、地域や家庭の防災対策に役立つガイドブックを作成し、町内全戸に配布

(津波防災まちづくり関係)

## ✓ 水道事業会計 (企業会計) 消費税含

| 区 分   | 収 入         | 支 出         |
|---|-------------|-------------|
| 収益的収支   | 5億9,746万8千円 | 5億2,315万5千円 |
| 資本的収支   | 1,569万5千円   | 3億249万6千円   |
| ▶資本的収入額が資本的支出額に不足する額の2億8,680万1千円は、過年度分消費税資本的収支調整額1,715万円、過年度分損益勘定留保資金2億6,965万1千円で補てん。 |             |             |

●企業会計は、特別会計のうち民間企業と同様の経理を行うもので、独立採算制を原則とする企業の色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計です。

## ✓ 特別会計

| 特別会計名     | 歳 入          | 歳 出          |
|-----------|--------------|--------------|
| 土地取得事業    | 5,773万8千円    | 5,772万7千円    |
| 国民健康保険事業  | 30億8,084万9千円 | 29億6,011万4千円 |
| 後期高齢者医療事業 | 2億1,560万3千円  | 2億1,500万6千円  |
| 介護保険事業    | 17億787万4千円   | 16億7,724万1千円 |
| 公共下水道事業   | 9億468万9千円    | 8億9,505万4千円  |

●特別会計とは、町が特定の事業を行う場合に一般会計と区別して設置し、特定の歳入をもって特定の歳出に充てる会計です。

## ✓ 健全化判断比率・資金不足比率

平成26年度決算に基づいて、町は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの健全化判断比率と、水道事業会計と公共下水道事業特別会計が対象となる「資金不足比率」を作成し、財政状況の診断を行いました。この「健全化判断比率」等のうち1つでも基準以上となった場合は、国などの指導により財政健全化を図ることになります。この診断で当町の財政は、いずれの比率も基準を下回り、健全な状態であるとの結果がでました。

### ✓ 吉田町の健全化判断比率

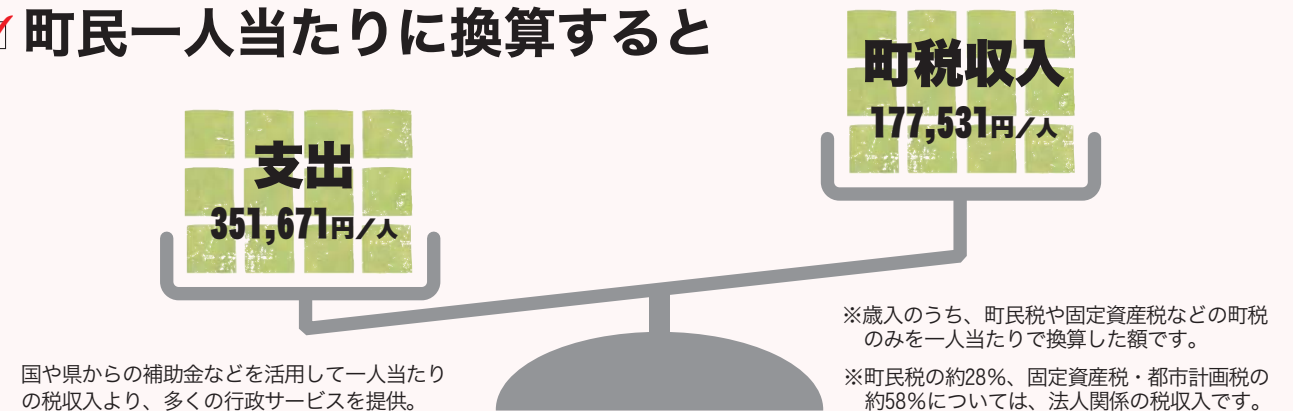
| 指標の名称    | 平成26年度決算に基づく比率 | 指標の説明   |
|----------|----------------|---|
| 実質赤字比率   | —              | ▶福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を比率化したもので、財政運営の深刻度を示します。この比率が高いほど、財政状況が厳しいこととなりますが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「—」と表示しています。                             |
| 早期健全化基準  | 14.34%         |   |
| 財政再生基準   | 20.00%         |   |
| 連結実質赤字比率 | —              | ▶すべての会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）の赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を比率化したもので、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。この比率が高いほど、財政状況が厳しいこととなりますが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「—」と表示しています。 |
| 早期健全化基準  | 19.34%         |   |
| 財政再生基準   | 30.00%         |   |
| 実質公債費比率  | 11.90%         | ▶地方公共団体の一般会計などの支出のうち、借入金の返済額などの負担の大きさを比率化したものです。この比率が高いほど、財政の弾力性が低下し、財政状況が厳しいこととなります。平成26年度決算に基づく比率は、平成24年度から平成26年度までの3カ年平均値です。                   |
| 早期健全化基準  | 25.00%         |   |
| 財政再生基準   | 35.00%         |   |
| 将来負担比率   | 84.30%         | ▶一般会計などの借入金残高や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点で想定される実質的な負債の大きさを比率化したものです。この比率が高いほど、将来の負担額は大きく、今後の財政運営が圧迫される可能性が高いこととなります。                                   |
| 早期健全化基準  | 350.00%        |   |
| 財政再生基準   |                |   |

注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて異なります。

### 2 吉田町の資金不足比率

| 指標の名称       | 平成26年度決算に基づく比率 | 指標の説明   |
|-------------|----------------|---|
| 水道事業会計      | —              |   |
| 経営健全化基準     | 20.00%         | ▶公営企業の資金不足の割合を表し、比率が大きいほど資金不足が生じていることとなります。吉田町の水道事業会計と公共下水道事業特別会計は、いずれも資金不足がありませんので「—」と表示しています。 |
| 公共下水道事業特別会計 | —              |   |
| 経営健全化基準     | 20.00%         |   |

## ✓ 町民一人あたりに換算すると



町民一人当たりの支出金額＝一般会計歳出決算額÷町の人口 (平成27年3月31日現在：29,762人)

## ✓ 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う街路や下水道整備などの都市計画事業や、土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。

平成26年度の都市計画税(2億4,638万円)は、以下のとおり都市計画事業費など(11億1,756万6千円)の財源として活用しました。 ※総務省の「都市計画税の課税状況等の調」を基に作成

| 都市計画事業費など | 11億1,756万6千円 | ▶都市計画事業費など11億1,756万6千円の内訳 |           |                    |
|-----------|--------------|---------------------------|-----------|--------------------|
| 財源内訳      | 都市計画税        | 2億4,638万円                 | 一般会計      | 街路整備事業 2億6,359万1千円 |
|           | 一般財源等        | 4億7,328万1千円               |           | 公園整備事業 1億6,241万円   |
|           | 国県支出金        | 3億5,991万円                 |           | 土地区画整理事業 5,079万7千円 |
|           | 負担金その他       | 169万5千円                   |           | 地方債償還 1億947万円      |
|           | 地方債          | 3,630万円                   | 公共下水道事業会計 | 下水道整備 447万5千円      |
|           |              |                           |           | 地方債償還 5億2,682万3千円  |

## ✓ 社会保障財源化分の地方消費税交付金の使途内訳

平成26年度の社会保障財源化分の地方消費税交付金(6,162万8千円)は、以下のとおり社会保障に要する経費(28億4,456万6千円)の財源として活用しました。

| 社会保障施策に要する経費 | 28億4,456万6千円      | ▶社会保障施策に要する経費28億4,456万6千円の内訳 |                   |                      |
|--------------|-------------------|------------------------------|-------------------|----------------------|
| 財源内訳         | 社会保障財源化分の地方消費税交付金 | 6,162万8千円                    | 社会福祉              | 地域福祉 3,389万7千円       |
|              | 一般財源              | 16億6,783万7千円                 |                   | 子育て支援 8億5,501万5千円    |
|              | 国県支出金             | 9億4,762万5千円                  |                   | 高齢者福祉 1億9,554万3千円    |
|              | その他特定財源           | 1億6,747万6千円                  |                   | 障害者(児)福祉 4億5,397万4千円 |
|              | 地方債               | 0円                           | 社会保険              | 社会保障 5億9,818万円       |
|              |                   | 保健衛生                         | 健康づくり 2億9,427万6千円 |                      |
|              |                   |                              | 医療 4億1,368万1千円    |                      |

※消費税率引き上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」の財源確保にあることから、「社会保障・税一体改革大綱」において、「消費税収については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する」とされました。これを踏まえ、地方消費税については消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記されました。